

ライトダウン	省エネモード	こまめに消す	待機電力OFF	冷房設定温度28℃
山	保温を控える	□	省エネグッズの活用	市
緑のカーテンの設置	節	ECOなこと始めよう	電	白熱電球をLED電球に!
こ	ん	て	す	と
冷蔵庫の設定を「強」⇒「中」	扇風機の利用	電気使用量の削減	省エネ家電への買い替え	すだれ・よしずの活用

～今年の夏は、節電にチャレンジしてみよう!～

参加対象	市内の各世帯		
取組期間	平成26年7月～9月	応募期限	平成26年10月27日(月)
応募方法	応募用紙(チラシ裏面)に必要事項を記入の上、中国電力(株)から発行される「電気ご使用量のお知らせ」(検針票)のコピー(3ヶ月分)を添付して、環境政策課(※)にメール、郵送、FAX、持参もしくは各地域交流センターへ持参によりお申し込みください。 ※山口市環境部環境政策課 新エネルギー・温暖化対策担当 〒753-0214 山口市大内御堀496番地(清掃工場内) E-mail: kankyo@city.yamaguchi.lg.jp FAX: 083-927-1530		
賞品	前年同月比(3ヶ月累計)で電気使用量を削減された世帯の中から、抽選で30名様に地域特産品を差し上げます。		
問い合わせ先	山口市環境政策課 TEL: 083-941-2181		

- ※ 健康に配慮して、無理な節電は決してしないでください。
- ※ 家族構成の変更等、節電によらず電気使用量が減少した場合は、応募をご遠慮ください。
- ※ 個人情報についてはコンテスト運営のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

# 『家庭の節電コンテスト』 を実施します。

優秀な家庭には、  
表彰状・記念品を  
贈呈

参加賞も  
あります。

今夏の各ご家庭での「節電」を応援するため、加須市節電行動プランに基づき、電力消費量の削減割合及びその取組を競う『家庭の節電コンテスト』を実施します。優秀家庭には、後日、表彰式を開催し、表彰状と記念品を贈呈します。

参加賞もご用意していますので、ぜひご参加ください。

**対 象** 市内の一般家庭（ただし、前年8月1日以降に太陽光発電システムを設置し比較条件が変わった家庭は除きます。）

**審査項目** 「本年8月の電力使用量」と「前年8月の電力使用量」との削減割合 及び 節電への取組

**応募期間** 平成26年 **9 月 8 日**（月）～平成26年 **9 月26日**（金）

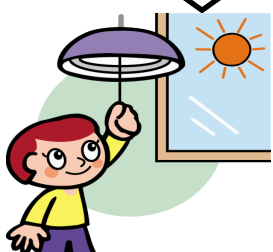
**応募方法**

- ① 裏面の応募用紙に、住所・氏名等の必要事項の記載と、9月に東京電力㈱から送付される『平成26年9月分電気ご使用量のお知らせ』から、電力使用量等を転記します。
- ② 必要事項を記入した応募用紙と『9月分電気ご使用量のお知らせ（コピー可）』を添えて、本庁舎環境政策課または各総合支所環境経済課へご持参または郵送してください。（郵送は、26日必着です）  
※グリーンカーテンを設置した場合は、設置状況が分かる写真を一緒に提出してください。（グリーンカーテン賞もあります。）

**表 彰** 成績上位6家庭（グリーンカーテン賞1家庭含む）に表彰状及び記念品を贈呈します。

**注意**

- ・ 体調を崩すような無理な節電は控えてください。
- ・ エアコン等は適切に使用するなど、熱中症には十分注意しましょう。



お問合せ 加須市環境政策課 環境政策担当 長沼・小林  
〒347-8501 加須市下三俣290番地  
電話 0480-62-1111（内線231）

## 宝塚市再生可能エネルギー啓発事業

平成 25 年度 (2013 年度) の事業の概要		
2014 年 3 月 9 日(日)	市立西公民館	<a href="#">再生可能エネルギーをみんなで考える懇談会</a> 講師:名古屋大学大学院環境学研究科准教授 丸山氏・環境エネルギー政策研究所 古屋氏、山下氏
2014 年 2 月 15 日(土)	西谷ふれあい夢プラザ	<a href="#">講演会「エネルギーと西谷の未来～再生可能エネルギーでまちづくり～」</a> 講師:環境エネルギー政策研究所 古屋氏・株式会社宝塚すみれ発電 井上氏
2014 年 1 月 19 日(日)	市立西公民館	<a href="#">再生可能エネルギーをみんなで考える懇談会</a> 講師:環境エネルギー政策研究所 飯田氏、古屋氏、吉岡氏
2013 年 11 月 17 日(日)	市立西公民館	<a href="#">再生可能エネルギーをみんなで考える懇談会</a> 講師:環境エネルギー政策研究所 古屋氏、吉岡氏、山下氏
2013 年 10 月 14 日(祝)	地域利用施設南口会館	<a href="#">ワークショップ～「ソーラーキットで電気を手作り」～</a> 共催:NPO 法人 新エネルギーをすすめる宝塚の会
2013 年 7 月 26 日(金) 2013 年 7 月 27 日(土)	静岡市	<a href="#">再生可能エネルギー視察ツアー in 静岡</a> <a href="#">～みんなで行こう 再エネ先進都市 しずおか～</a> 講師:しずおか未来エネルギー株式会社代表取締役 服部乃利子氏・ほうとくエネルギー株式会社取締役副社長 志澤昌彦氏
2013 年 6 月 29 日(土)	市立西公民館	<a href="#">再生可能エネルギーをみんなで考える懇談会</a> 講師:環境エネルギー政策研究所 古屋氏、吉岡氏、山下氏
2013 年 6 月 8 日(土)	市立東公民館	<a href="#">「みんなでつくる宝塚エネルギー」事業 第 1 弾</a> <a href="#">先進地に学ぶ再生可能エネルギー事業の普及</a> 講師:高知県高岡郡梶原町環境モデル都市推進室担当 那須俊男氏・おひさま進歩エネルギー株式会社代表取締役 原亮弘氏

## 非営利型株式会社 宝塚すみれ発電

### 沿革

1981年5月	「原発の危険性を考える宝塚の会」を設立
2011年3月	福島原発事故が起こる。
2011年6月	宝塚市議会に「再生可能エネルギーでまちづくりをしてほしい」と請願・採択
2012年5月	「新エネルギーをすすめる宝塚の会」を設立
2012年9月	NPO法人として認定。「NPO法人新エネルギーをすすめる宝塚の会」
2012年12月	市民発電所「宝塚すみれ発電所 第1号」完成
2013年5月	「合同会社宝塚すみれ発電所」設立
2013年11月	市民発電所「宝塚すみれ発電所 第2号」完成
2013年12月	「株式会社宝塚すみれ発電」へ組織変更

### 市民発電所

	宝塚すみれ発電所第1号	宝塚すみれ発電所第2号
住 所	宝塚市大原野字森 34-1	宝塚市川面長尾山 15-146
設 備 費	3,150,000 円	18,000,000 円
年間平均予想発電量	11,100kWh	52,668kWh
年間売電収入	462,000 円 (@42 円/kWh)	2,106,720 円 (@40 円/kWh)
借 地 代	30,000 円/年	120,000 円/年
土地賃貸借契約期間	2013年1月から20年間	2013年11月から20年間
太 陽 電 池	240W × 24 枚 (5.76kW) 200W × 27 枚 (5.40kW)	140W × 342 枚 (47.88kW)
パワーコンディショナー	単相3線型 5.5kW × 2	三相三線式 10kW × 2

[ホーム](#) > [地球温暖化防止](#) > [兵庫県地球温暖化防止活動推進センター](#) > うちエコ診断

## 「うちエコ診断」してみませんか？

－CO2排出量を見る化し、効果的な温暖化防止対策を提案します－

うちエコ診断は、受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を、専用の診断ソフトに入力し、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、ライフスタイルを基に、無理なくできる省CO2、省エネルギー対策をご提案するものです。

診断は無料で、診断に要する時間は45分～60分程度です。

### うちエコ診断の特徴

#### 「ご自宅のエコロジー度」を判定します。

ご自宅のどこから？どれだけ？CO2が排出されているかを分析し、平均的な家庭との比較を通じて「あなたの家のエコロジー度」を判定します。

#### 「省エネってどうすればいいの？」という疑問にお答えします。

診断結果を基に、あなたの家にぴったりの「オーダーメイド型省エネ対策」を提案します。

#### 「省エネで、いくら光熱費がお得になるの？」という疑問にお答えします。

省エネ対策を実施した場合の「光熱費の削減額」や「費用対効果」を専用のソフトでわかりやすく説明します。

### 診断は、環境・エネルギーの専門家である「うちエコ診断士」が行います。

診断は、地球温暖化問題、省エネ機器、家庭の地球温暖化防止対策の知識を持った専門家が行います。

### うちエコ診断の流れ

#### 1. 受診の申込み

「申込書・事前調査票」をご記入の上、【申込み・問い合わせ】のひょうごエコプラザ（うちエコ診断担当）宛へE-mail、FAX、または郵送で提出してください。

お申込み確認後、ご連絡いたします。

[申込書・事前調査票.pdf](#)

#### 2. うちエコ診断実施

実際の診断では、「うちエコ診断」専用のソフトを用いて、「うちエコ診断士」がご家庭の方々とコミュニケーションをとりながら省エネ・省CO2対策のご提案を行います。

#### STEP1 平均世帯との比較

ご自宅のCO2排出量を提示し、平均世帯と比較します。



## STEP2 目標の設定

ご自宅のCO2をどれだけ減らすのが宣言します。



## STEP3 CO2排出分析

ご自宅のどこから、どれだけ、CO2が排出されているのかを提示します。



## STEP4 対策のご提案

提示された項目の中から、省エネ、省CO2の効果が高い対策を提案します。



## 3. 受診後アンケート

診断を受けた後、うちエコ診断についてのアンケートへのご協力をお願いしています。

### 【申込み・問い合わせ】

(公財) ひょうご環境創造協会 温暖化対策課 (うちエコ診断担当)

神戸市須磨区行平町3-1-18

TEL : 078-735-2738 FAX : 078-735-7222

E-mail : [uchi-eco★eco-hyogo.jp](mailto:uchi-eco★eco-hyogo.jp) ★は@に置き換えてください。

# 省エネ啓発機器、貸出中！

電気代が上がるので、「節電に取り組みたい！」が、どうすればいいかわからない。

そんなあなたに… 省エネ啓発機器をつかえば、

ご家庭での電気使用量が“見える化”できます。

☆ あなたのライフスタイルをチェックしてみませんか ☆

## 省エネ啓発機器とは

測定器をご家庭の分電盤に取り付けたり、コンセントに差し込んだりすることで、電気使用量を測定し、数字で“見える化”することができる機器です。リアルタイムに電気使用量を知ることができるので、節電に取り組む際の目安とすることができます。

## 貸出機器

### I 省エネナビ・・・家全体の電気使用量測定

ご家庭の分電盤（ブレーカー）に測定器を取り付け、電気使用量をリアルタイムに測定し、表示する機器です。

目標値が設定でき、電気を使いすぎた場合にお知らせする機能があります。

### II 簡易測定器・・・機器毎の電気使用量測定

コンセントに差し込むことで、つないだ電気機器の電気使用量を測定します。



## 貸出内容

<内 容> 省エネ啓発機器を希望者に貸出します。

<対 象> 市内に住所を有し、省エネ啓発機器の設置が可能な分電盤及びコンセントのある住居にお住まいの方

<貸出条件> I 省エネナビ・・・貸出期間 1ヶ月～1年、貸出回数 1世帯1台

II 簡易測定器・・・貸出期間 1ヶ月～3ヶ月、貸出回数 1世帯2台

<申込方法> 「姫路市省エネ啓発機器貸出申請書（様式1）」に必要事項を記入の上、郵送にて、姫路市環境政策室に提出してください。※貸出機器に限りがありますので、状況により貸出予約となる場合があります。

申請書は、市ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/29026.html> よりダウンロードできます。

<そ の 他> ・機器の取付けはご自身で行っていただけます。（工事不要で設置できます。）

・省エネナビは、太陽光発電システムを設置した家庭では使用できません。

・機器の受渡し時には氏名、住所が確認できる書類が必要です。

・貸出料は無料ですが、機器の使用により発生する電気料金等、設置・動作に係る経費はご負担いただきます。

・設置期間の電気使用データの提供及びアンケートにご協力ください。

※ 貸出機器の仕様等、詳細については、お問い合わせください。

## <申込み・問合せ先>

姫路市環境政策室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2468 FAX：079-221-2469

電子メール：kankyoho@city.himeji.hyogo.jp

毎日の電気使用量が見えるから、手軽に節電に取り組めま〜す。☆





English 日本語 中文 Français Español Português 携帯版サイト

サイトの使い方 サイトマップ 誰上げふりがな お問い合わせ 文字サイズ 大 中 小

サイト内検索

検索

検索ヘルプ

総合 市民の方へ 事業者の方へ イベント・観光 市政 組織一覧

[大阪市総合トップ](#) [大阪府市民の方へ](#) [まちづくり・環境・緑化](#) [環境](#) [環境学習](#) [消費電力量の「見える化機器」の貸出について](#)

## 消費電力量の「見える化機器」の貸出について

[2012年6月13日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

f シェア

Twitter ツイート

B Bookmark

大阪市では、家庭からの温室効果ガス排出量を削減し、環境未来型のライフスタイルを創造するため、毎日の消費電力量とCO2排出量、電気料金をリアルタイムで確認できる「見える化機器」(省エネナビ)のご家庭への貸出を行っています。

「見える化機器」を使うと、目に見えないエネルギーを数値やグラフで見ることができ、日々の生活の中で電力消費量を意識することにより市民の皆さんの節電行動に、ひいては環境に配慮したライフスタイルの実践につながります。あなたもぜひ「見える化機器」を使ってみませんか？

### 貸出内容



#### 機器の特徴

- 目標値を超えて使いすぎた場合はブザーが鳴り、ランプが赤色になってお知らせします。
- 表示器のボタンを押すと、今日、昨日、一昨日、今月、前月などの電気使用量やCO2排出量、電気料金換算額に表示が切り換わります。
- 1日の電気使用状況がグラフでわかるので、電気をたくさん使う時間帯を確認できます。
- パソコンにデータを抽出すれば電力使用量の管理が簡単にできます。

※分電盤にセンサーをつけるだけでは節電できません。機器の数値等を参考に、こまめに消灯するなどご家庭にあった節電対策を考えてみてください。

[見える化機器\(省エネナビ\)に関するよくあるご質問と回答のページ](#)も参考にご覧ください。

#### 対象

市内に住所を有している方で、機器の設置が可能な分電盤のある住居にお住まいの方

- 機器の設置及び付属センサーの取り付けはご自身で行っていただく必要があります。
- 分電盤の状況により設置できない場合もあります。

#### 貸出数

1世帯あたり1台

#### 期間

3か月

なお、機器の受渡し時には住所が確認できる書類が必要です。

#### 費用

無料

### 貸出申込の流れ

1. 利用を希望される方は、電話、ファックス、メールにて下記までご連絡ください。  
ファックス、メールには「見える化機器」貸出希望と明記のうえ、お名前と、屋間にご連絡がつく連絡先をご記入ください。
2. 下記事務所からご記入いただいた連絡先へ、予約完了の連絡を行います。  
受取り期限をお知らせします。
3. 貸出・返却は下記事務所までお越しください。お受取りの際は健康保険証、運転免許証、パスポートなどの住所が確認できる書類をご持参ください。
  - 申込書をご記入いただいた後、機器の使い方のご説明を行います。
  - 今後の事業の参考とするため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

#### 【お申込み先】

大阪市事業受託者 環境事業協会・あだーじょ共同企業体

一般社団法人あだーじょ

電話:06-4708-7474 ファックス:06-6222-3262 メール:[adagiojp@lake.ocn.ne.jp](mailto:adagiojp@lake.ocn.ne.jp)

### 利用者アンケート

以下、略



「太陽光発電推進マッチング事業の実施」の事例 浜松市

幸せをつなぐ太陽光発電所の設置を応援します。

TEL. **053-484-4091**

〒431-1207 静岡県浜松市西区村楯町4598-9  
 (株)浜名湖国際頭脳センター内

[トップページ](#)

[相談事業](#)

[マッチング事業](#)

[データベース事業](#)

[セミナー事業](#)

[関連リンク](#)

[お問い合わせ](#)

## 太陽光発電事業用地登録・マッチング事業

太陽光発電を行うための遊休地や遊休屋根等を貸したい方と、発電事業を行いたい方とのマッチングを行います。

### 太陽光発電事業用地（土地、屋根）の紹介

浜松市内で太陽光発電事業を行いたい希望者に、太陽光発電事業用地（候補地）の情報を提供いたします。

#### 太陽光発電事業用地（土地）候補地一覧

物件No.	マッチング状況	所在地	地目	面積 (㎡)
<a href="#">113001</a>	交渉中	北区細江町中川	田（農地転用許可に関して、農業委員会と協議が必要）	1021㎡
<a href="#">113002</a>	交渉中	西区舞阪町舞阪	雑種地	1211㎡
<a href="#">113003</a>	交渉中	西区舞阪町舞阪	雑種地	937㎡
<a href="#">113005</a>	交渉中	西区舞阪町舞阪	雑種地	512㎡
<a href="#">113007</a>	交渉中	北区引佐町東久留女木	山林	880㎡
<a href="#">113008</a>	交渉中	南区増楽町	畑（農地転用許可に関して、農業委員会と協議が必要）	1572㎡
<a href="#">113009</a>	募集中	天竜区水窪町地頭方	畑（農地転用許可に関して、農業委員会と協議が必要）、宅地	1922㎡
<a href="#">113011</a>	交渉中	北区引佐町伊平	田、畑（農地転用許可に関して、農業委員会と協議が必要）	3979㎡

#### 浜松市ソーラーセンター

〒431-1207  
 静岡県浜松市西区村楯町4598-9  
 (株)浜名湖国際頭脳センター内  
[→アクセス](#)

TEL 053-484-4091  
 FAX 053-484-4092

#### 発電事業希望者の方へ

条件及び価格等を踏まえて、太陽光発電事業用地（候補地）の紹介を希望される方は、「紹介申請の際の留意事項」に同意いただいたうえで「紹介申請書」に必要事項を記載し、メール (info@hamamatsu-solar.com) 又はFAX (053-484-4092) にて申請してください。（随時受付）



#### 紹介申請書

紹介申請の際の留意事項

### 太陽光発電事業用地（土地、屋根）募集中

発電事業希望者に紹介するため太陽光発電事業用地として登録いただける土地、屋根を募集しています。

#### 太陽光発電事業用地登録（土地）のお願い

土地の登録をいただける方は、「土地登録申込の際の留意事項」に同意いただいたうえで「登録申込書」に必要事項を記載し、必要資料、図面を添えて浜松市ソーラーセンターにご提出ください。  
 詳しくは053-484-4091（担当：夏目、矢田）までお問い合わせください。



#### 土地登録申込書

土地登録申込の際の留意事項

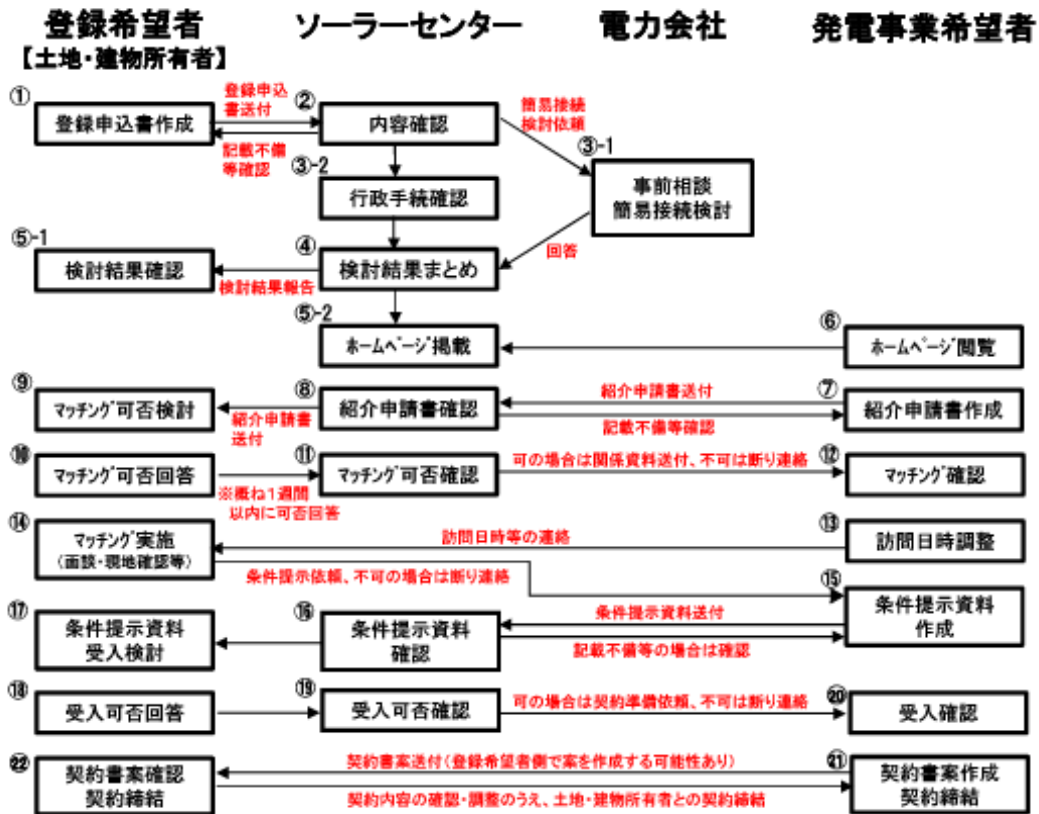
#### 太陽光発電事業用地登録（屋根）のお願い

屋根の登録をいただける方は、「屋根登録申込の際の留意事項」に同意いただいたうえで「登録申込書」に必要事項を記載し、必要資料、図面を添えて浜松市ソーラーセンターにご提出ください。  
 詳しくは053-484-4091（担当：夏目、矢田）までお問い合わせください。

マッチングの手順

ご登録いただいた土地、屋根をホームページに公開し発電事業を行いたい方の募集をする手順は[こちら](#)をご覧ください。

浜松市太陽光発電事業用地登録・マッチング事業におけるスキーム



※ 候補地の公表期間については、登録希望者の判断(引き合い状況等)によって決定をさせていただきます。

現在位置: [ホーム](#) > [環境・緑化・公害](#) > [環境保全・緑の街に](#) > [再生可能エネルギー等の活用](#) > 尼崎市太陽光発電設備設置に係る公共施設屋根貸し事業の募集について

## 尼崎市太陽光発電設備設置に係る公共施設屋根貸し事業の募集について

尼崎市では、地球温暖化防止対策について『第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画』や『尼崎市環境モデル都市アクションプラン』を推進し、「ECO未来都市あまがさき」を実現するための目標の1つである低炭素社会の形成のため、市内における再生可能エネルギーの普及を促進しています。

その取組の一環として、市が所有する公共施設の屋根を有償で貸し出し、そこに事業者が太陽光発電設備を設置し発電事業を行う、いわゆる屋根貸し事業を実施します。

つきましては、公募型企画提案競技(プロポーザル型)方式により、太陽光発電設備を設置する事業者の選定を行いますので、参加を希望される事業者は、下記事項をご参考に、募集要項を熟読のうえ、ご応募ください。

### 事業概要

国の再生可能エネルギー固定価格買取制度では10キロワット以上の太陽光発電設備で発電した電力は、20年間、一定の価格で電力会社が買い取ることとなっています。この制度の活用と公共施設の有効活用のため、本事業を実施します。

具体的には、10キロワット以上の太陽光発電設備を設置し、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して発電事業を行う事業者に、公共施設の屋根を有償で貸し出します。

ただし、貸し出し期間中に発生した災害等により停電が生じた場合は、発電によって生じた電力を無償で地域の電源として開放していただきます。

### 応募対象

法人格を有する団体(NPO法人を含む)を対象とします。

自治会やマンションの管理組合については法人格を有する(又は取得する見込み)団体であり、かつ市内団体について対象とします。

### 屋根貸し対象施設の概要

#### 対象施設

施設名	所在地	竣工年	設置可能面積 (平方メートル)
あこや学園	三反田町1-1-1	2006年	約720
市立尼崎高校(屋内練習場)	上ノ島町1-38-1	1999年	約600
武庫公民館	武庫之荘8-1-1	1993年	約240

## 貸出期間

発電期間として最長20年に加え、太陽光発電設備の設置及び撤去・原状回復に要する期間を貸出期間とします。

なお、事業者は協定締結後、平成26年度末までに、再生可能エネルギー特別措置法第6条に規定する認定を取得し、電気事業者が接続契約の申込を受領すること、及び原則として平成27年度末までに発電事業を開始することを条件とします。

## 施設使用料

太陽光発電設備設置に要する面積1平方メートルあたり年額100円(税抜き)以上で、事業者が企画提案時に示した金額とします。

## 事業者が遵守すべき基本的条件

事業者が遵守すべき基本的条件の概要は次のとおりです。

### 1. 費用負担

太陽光発電設備の設置に伴う費用、各種申請等の事務手続きや太陽光発電設備に賦課される公租公課については、全て事業者が負担することとします。

### 2. 太陽光発電設備

1施設あたり10キロワット以上の公称最大出力を有する太陽光発電設備とします。

### 3. 損害賠償責任

事業者は屋根等を破損、滅失した場合、太陽光発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合や災害時及び太陽光発電設備に起因する事故により、施設管理者や第三者へ損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うこととし、賠償責任保険等の必要な損害保険に加入し、その補償内容について明確にすることとします。

なお、災害その他やむを得ない事情により施設が利用できなくなった場合に生じた損害について、市は一切の責任を負わないこととします。

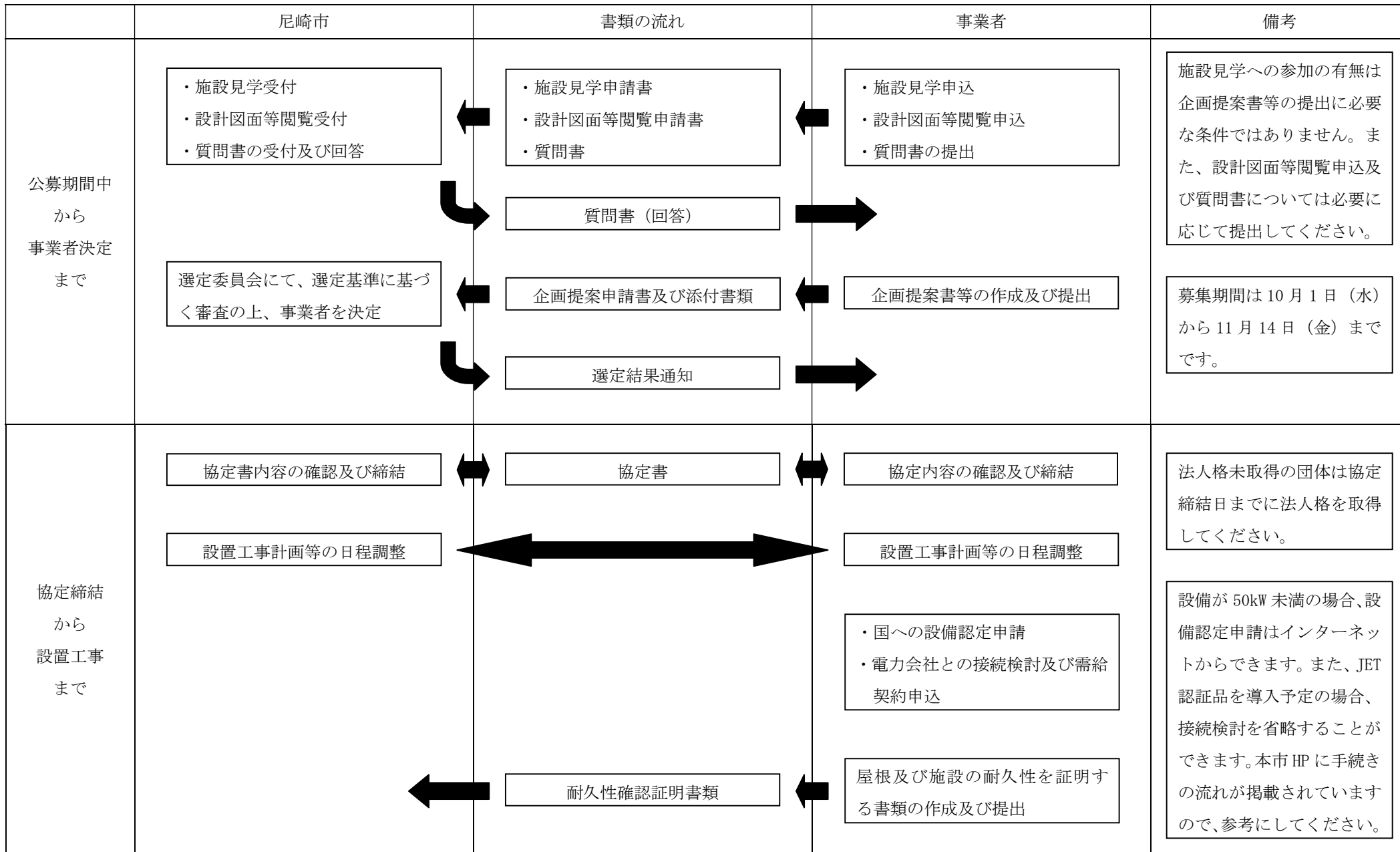
その他の条件については募集要項に記載していますので、必ず確認してください。

## スケジュール

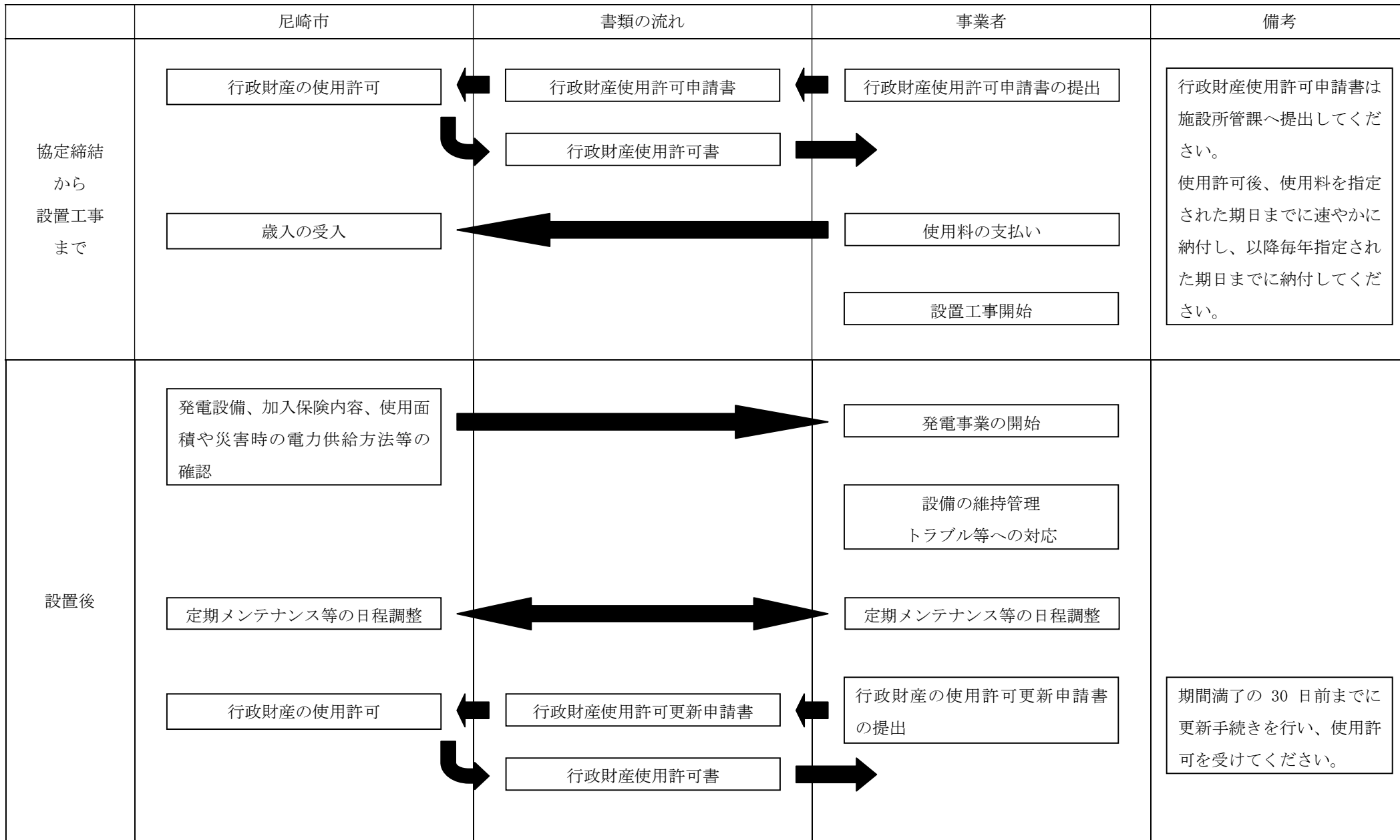
内容	日程
募集要項の公表	平成26年10月1日(水曜日)
施設見学受付期間	平成26年10月1日(水曜日)から10月17日(金曜日)まで
質問書受付期間	平成26年10月1日(水曜日)から10月31日(金曜日)まで
企画提案書等の受付期間	平成26年10月1日(水曜日)から11月14日(金曜日)まで
設計図面等の閲覧可能期間	平成26年10月14日(火曜日)から10月31日(金曜日)まで
施設見学日時	下記の施設見学のとおりに

以下、略

尼崎市太陽光発電設備設置に係る公共施設屋根貸し事業の流れ



尼崎市太陽光発電設備設置に係る公共施設屋根貸し事業の流れ



べんりナビ  
で探す  
BENRI-NAVI

 ライフイベント  
で探す  
LIFE EVENTS

 くらしの手続き  
PROCEDURES

 くらしの情報  
LIVING IN NISHINOMIYA

 楽しむ・学ぶ  
THINGS TO DO...

 事業者向け情報  
BUSINESS IN NISHINOMIYA

 市政情報  
YOUR GOVERNMENT

[トップページ](#) > [にしのみや環境ガイド \(くらしの情報\)](#) > ■西宮市地球温暖化防止推進事業所 > 西宮市地球温暖化防止推進事業所


## にしのみや環境ガイド

べんりナビ

■西宮市地球温暖化防止推進事業所

 にしのみや環境ガイド  
トップへ

### 西宮市地球温暖化防止推進事業所

更新日：2014年3月31日 ID：28307

[印刷](#)

■環境計画

■地球温暖化対策・エネルギー施策

■西宮市地球温暖化防止推進事業所

■環境学習事業

■エココミュニティ情報掲示板

■環境報告書・環境レポート

■花と緑

■西宮の自然

#### 西宮市地球温暖化防止推進事業所

西宮市では市内で環境に優しい取り組みを行っている事業所を「西宮市地球温暖化防止推進事業所」として登録し、市のホームページなどで紹介しています。

地球温暖化対策は一人ひとりがそれぞれの立場で、取り組まなければいけない問題です。お店などを利用する際は、地球温暖化防止推進事業所を選ぶ、ということもひとつの環境への配慮といえるのではないのでしょうか。

新規登録は随時受け付けておりますので、アンケートにご記入いただきFaxまたはメールでお送りください。

 推進事業所への新規登録  
アンケートはこちらから

 EXCEL形式 (393KB)  
PDF形式 (179KB)

#### 地区別一覧

全ての表示はこちらをクリック

<a href="#">山口</a>	<a href="#">塩瀬</a>	<a href="#">苦楽園</a>	<a href="#">大社</a>
<a href="#">上ケ原</a>	<a href="#">甲陵</a>	<a href="#">甲武</a>	<a href="#">平木</a>
<a href="#">瓦本</a>	<a href="#">大社</a>	<a href="#">深津</a>	<a href="#">浜脇</a>
<a href="#">今津</a>	<a href="#">上甲子園</a>	<a href="#">真砂</a>	<a href="#">学文</a>
<a href="#">鳴尾</a>	<a href="#">浜甲子園</a>	<a href="#">鳴尾南</a>	<a href="#">高須</a>

#### 50音順一覧

(全ての表示はこちらをクリック)

<a href="#">あ行</a>	<a href="#">か行</a>	<a href="#">さ行</a>	<a href="#">た行</a>	<a href="#">な行</a>
<a href="#">は行</a>	<a href="#">ま行</a>	<a href="#">や行</a>	<a href="#">ら行</a>	<a href="#">わ行</a>

- べんりナビ  
で探す  
BENRI-NAVI
- ライフイベント  
で探す  
LIFE EVENTS
- くらしの手続き  
PROCEDURES
- くらしの情報  
LIVING IN NISHINOMIYA
- 楽しむ・学ぶ  
THINGS TO DO...
- 事業者向け情報  
BUSINESS IN NISHINOMIYA
- 市政情報  
YOUR GOVERNMENT

トップページ > 環境・緑化・衛生 (くらしの情報) > 地球温暖化防止推進事業所 > 金田運輸株式会社の環境への取り組み



地球温暖化防止推進事業所

<p>環境・緑化・衛生トップへ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花と緑</li> <li>西宮の自然</li> <li>環境計画</li> <li>環境報告書</li> <li>環境学習</li> <li>交通環境</li> <li>水質・土壌</li> <li>大気</li> <li>騒音・振動</li> <li>害虫対策</li> <li>空き地対策</li> <li>産業廃棄物</li> <li>葬儀と墓地・納骨堂</li> <li>地球温暖化防止推進事業所</li> </ul>	<h2 style="text-align: center;">金田運輸株式会社の環境への取り組み</h2> <p>更新日：2014年4月6日 ID：16122 <span style="float: right;">印刷</span></p> <hr/> <h3>基本情報</h3> <p>金田運輸株式会社 <u>所在地はこちら</u></p> <p>住所：西宮市前浜町3-36</p> <p>電話：0798-22-1219</p> <hr/> <h3>エコ活動の取り組み</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> クールビズ・ウォームビズ</li> <li><input type="checkbox"/> 室内温度の適正管理</li> <li><input type="checkbox"/> 電力使用量の抑制</li> <li><input type="checkbox"/> グリーン購入</li> <li><input type="checkbox"/> 紙類の適正使用</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車の適正利用</li> <li><input type="checkbox"/> アイドリングストップの励行</li> <li><input type="checkbox"/> 従業員への環境啓発</li> <li><input type="checkbox"/> 環境学習活動への貢献</li> </ul> <hr/> <h3>私たちのエコアピール</h3> <p>エコ通勤を奨励中。 配送は、エコ(天然ガス・ハイブリッド)車でしています。 地域密着で、大人から子供まで見学・体験して頂き、取り組みを紹介しています。</p> <hr/> <h3>リンク</h3> <p style="text-align: right;">LINK</p> <p style="text-align: center;"><u>西宮市地球温暖化防止推進事業所のトップページおよび新規登録はこちら</u></p> <hr/> <h3>お問合せ先</h3> <p style="text-align: right;">CONTACT US</p> <p style="text-align: center;"><b>環境・エネルギー推進課</b></p> <p style="text-align: center;">西宮市六湊寺町10-3 西宮市役所本庁舎 8階      0798-35-3803      0798-35-1096</p> <p style="text-align: center;"><u>お問合せメールフォーム</u></p>
--	--



家庭における対策

家庭におけるエネルギー使用状況

家庭の省エネアドバイザー制度

家庭用高効率給湯器認定制度

東京省エネマイスター店

省エネラベリング制度

白熱球一掃作戦

## 東京省エネマイスター店

### 制度の目的

都内各家庭における地球温暖化対策を推進するため、東京都と、都の登録を受けた中小規模地域家電店（東京省エネマイスター店）とが連携した取組を行うことにより、家庭の省エネルギーのさらなる普及促進を図ります。



### 東京省エネマイスター店とは？

- ◆都が指定する省エネ講習会を修了した中小規模地域家電店であり、家庭の省エネルギーに関する知識等の向上に努めている店舗です。
- ◆家電製品の省エネルギー性能、及び省エネルギーに資する使用方法等に関する情報提供に努めている店舗です。
- ◆店頭での省エネ普及啓発リーフレット配布など、都が実施する家庭の省エネルギーに関する普及啓発活動に協力する店舗です。



### 実施要綱

東京省エネマイスター店の登録要件等の詳細については、下記をご参照ください。

[「中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業実施要綱」](#)



### 【お問い合わせ先】

東京都 環境局 都市エネルギー部 地域エネルギー推進課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階(中央)  
TEL: 03-5388-3533  
FAX: 03-5388-1380

京都府

[ホーム](#) > [暮らし・環境](#) > [環境・自然・動植物](#) > [京都府の地球温暖化対策](#) > [エコマイスター制度](#)

ツイート 0

## エコマイスター制度

### エコマイスター制度について

京都府では、京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)に基づき、温室効果ガスの排出の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、自動車環境情報の説明及び特定電気機器等の省エネルギー性能に関する情報の説明を当該販売事業者<sup>1</sup>に義務づけるとともに、一定規模以上の事業者には当該説明を推進する者「エコマイスター」を選任し、京都府知事へ届出することを義務づけています。

また、一定規模以上の自動車等を管理・使用する事業者も「エコマイスター」を選任し、届出することを義務づけています。

### エコマイスターの種類

京都府知事に届出が必要なマイスターとは以下のとおりです。

種類	届出が必要な方
エコカーマイスター	前年度において新車(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車)を100台以上販売した自動車販売事業者
エコドライブマイスター	50台以上の自動車等(道路運送車両法第2条第2項に規程する自動車及び同条第3項に規程する原動機付自転車)を管理する事業者
省エネマイスター	電気機器等の販売の用に供する部分の床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の売り場面積をもって、特定電気機器等(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫)を販売する家電販売事業者

※上記対象外の場合には届出は不要です。

### 届出方法

- 対象事業者該当する場合は、京都府知事が指定する講習会を受講してください。(講習会で一定の課程を修了された方には修了証が交付されます。)
- 届出様式に必要事項を記入し、添付書類(講習会の修了証写し)を添付して、京都府へ届出し

以下、略